

本 間 通 信

～マイナ保険証への移行はお済みですか～

従来の健康保険証の有効期限は、令和7年12月1日で満了となりました。

令和7年12月2日以降に医療機関・薬局等の受付では、「マイナ保険証」か「資格確認書」が必要になります。

「マイナ保険証」を利用できない人には、「資格確認書」が交付されています。

資格確認書が自動的に交付されているのは以下の方です

- ◎マイナンバーカードを取得していない人
- ◎マイナンバーカードを返納した人
- ◎マイナ保険証の利用登録をしていない人
- ◎マイナ保険証の利用登録を解除した人
- ◎マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている人

※資格確認書やマイナンバーカードを紛失した場合などは、資格確認書の交付申請が必要です

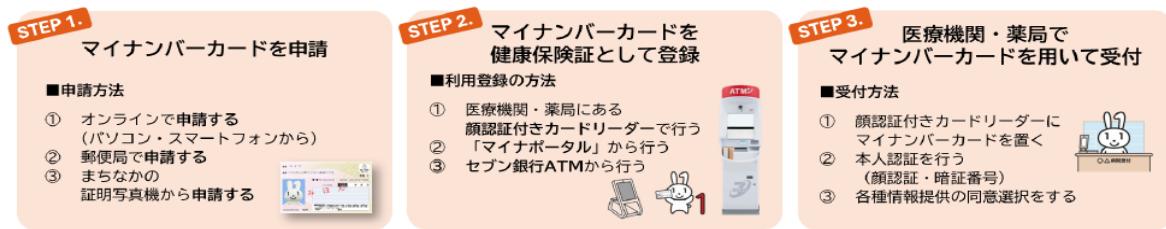
●マイナ保険証を利用するためには手続きが必要です

マイナ保険証を利用する方法

マイナンバーカードの健康保険証利用には以下3ステップが必要です。

- STEP 1. マイナンバーカードを申請・作成する
- STEP 2. マイナンバーカードの健康保険証利用を申請・登録する
- STEP 3. 医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付をする

詳しい方法については以下からご確認ください。



厚生労働省HPより

マイナ保険証への移行期間として、暫定的に従来の健康保険証も2026年3月末までは利用できますが、早めにマイナ保険証への移行をお願いします。